

医政局

医療が必要なすべての人のために

医政局では、国民の誰もが、できる限り住み慣れた地域で質の高い医療サービスが受けられるような、安心・信頼できる医療提供体制の構築に向けて取り組んでいます。

Mission

我が国では、国民皆保険制度と、どこでも医療機関でも受診が可能な「フリーアクセス」を基礎とした、世界に誇るべき医療提供体制を築き上げてきました。

一方で、少子高齢化が進展する中、各地域での医療・介護サービス提供体制の一体的な確保、患者の状態にあった入院医療の提供、医師等の地域偏在、超高齢社会をみすえた看護職員等の確保、地域における産科や小児科、救急医療の確保、災害医療の確保など、解決すべき課題は多くあります。また、再生医療の実用化への支援や、我が国の臨床研究への信頼性の回復も急務の課題です。

医政局では、これらの課題に全力で取り組む一方、我が国での経験を諸外国でも活かしていただくべく医療の国際展開の取組も進めています。

政策紹介

1

医療提供体制の改革

日本の医療制度はそれぞれの時代に応じて、不断の改革を続けてきました。こうした努力もあり、日本の医療は世界的に非常に高い評価を受けています。例えば、乳幼児死亡率はG7の中で最も低く、平均寿命や健康寿命は世界的に見て極めて長いです。また、高齢化が進む中であっても、対GDP比で見た総医療費はOECDの中では比較的低く、効率的な医療を提供しているといえます。

今後、日本は超高齢社会を迎えます。2025年には団塊の世代が75歳以上となり、2040年には4人に1人が75歳以上となります。こうした社会の到来を前に、すべての国民が地域において、適切な医療・介護を受け、安心して生活を送ることができる体制をつくっておくことは急務の課題です。

このため、医政局では、次のような課題に取り組んでいます。

①医療・介護一体となったサービス提供体制の充実：厚生労働省では、医療は医政局、介護は老健局が担当していますが、地域では救急医療のような急性期から、リハビリ、在宅医療・介護に至るまでの一連のサービスが確保されていることが必要です。両局が一体となり、そのための取組を行っています。

②入院医療の機能分化：病気になったとき、状態に合った入院医療を受けられるためには、ひとつの病院であらゆる機能を担うのではなく、各医療機関の担う役割を地域で連携させていくことが必要です。それを推進する仕組み作りを行っています。

③医療従事者の確保、勤務環境改善：現在の医療はひとりひとりの医療従事者の現場での努力によって支えられています。医師や看護職員等の医療を担う人材の確保や医療機関における勤務環境改善等の取組を進めています。

このほか、医療事故の再発防止のための調査のための体制の整備や産科・小児科医の確保、災害医療の体制の充実なども進めています。



Keyword 我が国の経験や知見を活かした医療分野での国際貢献

日本には、質の高い医薬品や医療機器だけでなく、国民皆保険を実現した公的医療保険制度等、世界に誇るべきものが沢山あり、世界の医療水準向上に役立てていくことができます。

日本の優れた医療を世界に広げるため、厚生労働省は、平成25年より医療の国際展開への本格的な取組を始めました。例えば、ASEAN、インド、といった新興国を訪問し、各国保健省との協力関係を築いています。具体的には、各国での人材交流の促進や医療制度の構築支援、日本製品のトップセールス等を進めています。

相手国の皆様に喜んでいただけるような医療の国際展開を進めることで、ひいては国際社会において我が国が尊敬・信頼を得ることにもつながると考えています。



平成25年11月16日(土)、カンボジア・プノンペンにおいて、安倍総理大臣とフンセン・カンボジア首相の立ち会いのもと、「日本国厚生労働省とカンボジア王国保健省との医療分野に関する覚書」を署名

政策紹介

2

再生医療の実用化と安全性の確保を目指して

京都大学の山中伸弥教授のノーベル賞受賞により大きな注目が集まった「iPS細胞」ですが、昨年には、世界初のiPS細胞を用いた臨床研究が、ここ日本で開始されました。

世界中の注目を集める再生医療の技術は、日々進歩しています。再生医療の実用化に向けては、今後研究開発が進むように再生医療の安心安全を確保するための制度面の体制整備が不可欠です。

平成25年11月に成立した、実用化と安全性の確保に向けた、「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」等の仕組みに基づいて、今後、多くの革新的な再生医療技術が現場に登場することが期待されます。

政策紹介

3

ジェネリック医薬品の使用環境整備

新薬の特許が切れた後に販売される後発医薬品(ジェネリック医薬品)は、同じ効果でありながら低価格なため、その普及は患者負担の軽減だけでなく、医療費全体の増の抑制、保険料や将来世代の負担軽減にもつながります。そのため、厚生労働省では、品質や安定供給体制の確保、普及啓発など、安心して後発医薬品を使用できる環境整備を進めています。



平成25年度を振り返って

平成25年11月16日

「日本国厚生労働省とカンボジア王国保健省との医療分野に関する覚書」の締結

平成25年11月20日

「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」(再生医療法)の成立

平成26年2月12日

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案」(医療介護確保総合推進法案)の国会提出